

【個人向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

| 概要 | 名称 | 種別 | 対象者 | 支援の内容 | 募集期間 | 担当課 |
|--|-----------------------------|----|---|--|-----------------------------|--|
| 1 生活資金に困っている方への支援 | 住居確保給付金 | 給付 | 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している方など | 住居確保給付金の支給 家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を原則3か月支給(収入・資産要件あり) | 通年 (再支給にかかる申請受付期間は9月末まで) | 三重県社会福祉協議会生活相談支援センター ☎ 059-271-7701 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 | 給付 | すでに総合支援資金の再貸付を終了するなどにより、緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付を利用できない世帯のうち、収入・資産等の要件を満たす方 | すでに総合支援資金の再貸付を終了するなどにより、緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付を利用できない世帯で、収入・資産等の要件を満たす方に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給 3人以上の世帯：月10万円 単身世帯：月6万円、2人世帯：月8万円 支給期間は申請月から3月 | 7月～8月末 | 地域福祉課 ☎059-224-2256 |
| 3 家計急変世帯への私立高等学校等の教育費の負担軽減 | 私立高校生等奨学給付金 | 給付 | 家計急変世帯の保護者等 | 家計急変世帯に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減する奨学給付金を支給。 <給付額> 4,175円～150,000円 | 7/1～3/1 | 私学課 ☎ 059-224-2161 |
| 4 家計急変世帯への国公立高等学校等の教育費の負担軽減 | 高校生等奨学給付金 | 給付 | 家計急変世帯の保護者等 | 家計急変世帯に対し、授業料以外の教育費の負担を軽減する奨学給付金を支給。 <給付額> 4,041円～141,700円 | 7/1～3/1 | 教育財務課 ☎ 059-224-2827 |
| 5 家計急変世帯に授業料の減免を行った学校法人への助成 | 私立高等学校等授業料減免補助金 | 補助 | 家計急変世帯の生徒 | 家計急変世帯に授業料の減免を行った学校法人に対して助成 | 4/1～3/31 | 私学課 ☎ 059-224-2161 |
| 6 離職者等が介護職員の資格を取得するための支援(受講費用無料) | 介護職員初任者研修資格取得支援事業(就職氷河期世代) | 給付 | 県内に住民登録をしている令和3年4月1日現在、35～50歳の離職者や非正規雇用の方 | 介護職員初任者研修の実施 ※受講料無料、テキスト代のみ自己負担 レポート提出等により全て通信学習での受講(別途、実技等の補講、OJTが必要) | 8月～10月(予定) | 医療介護人材課 ☎ 059-224-2053 |
| 7 分娩前にPCR検査など感染の有無を確認する検査を希望する妊婦への検査費用の補助 | 三重県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金 | 補助 | ①三重県(四日市市を除く)に住民票を有する妊婦(県外で検査を実施した方も対象) ②三重県で里帰り出産する県外に住民票を有する妊婦 ※うつ状態にあるなど不安を抱える方や基礎疾患を有する方に限る | 分娩前にPCR検査など感染の有無を確認する検査を希望する妊婦に対して検査費用を補助。 ・補助単価20,000円(上限)※1回を限度 | 4/1～3/31(予定) | 医療政策課 ☎ 059-224-3370 |
| 8 介護分野へ就職された方への貸付金 | 介護分野就職支援金貸付事業 | 貸付 | 介護事業所へ介護職員として就職した(予定している)介護職員初任者研修(就職氷河期世代)受講修了者 | 就職する際に必要となる経費として、上限200,000円を貸し付け。 ※無利子 県内の介護事業所で介護職員として2年間、業務に従事した場合は返還免除。 | R4.2頃(予定) | 医療介護人材課 ☎ 059-224-2053 |

【個人向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

| 概要 | 名称 | 種別 | 対象者 | 支援の内容 | 募集期間 | 担当課 |
|------------------------------------|------------------------|----|---|---|--------------|--|
| 9 障害福祉分野への就職支援 | 障害福祉分野就職支援金貸付 | 貸付 | 障害福祉分野で働いていない方等であって、一定の研修を修了した方 | 障害福祉サービス事業所に就職するための準備経費の貸付 1名あたり200,000円を限度 (1回限り) 三重県社会福祉協議会を通じて貸付を行う ※県内の障害福祉サービス事業所で障害福祉職員として2年間、業務に従事した場合は返還免除。 | 3月末まで | 三重県社会福祉協議会生活福祉資金センター ☎ 059-226-1118 |
| 10 生活資金に困っている方への支援 | 生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金) | 貸付 | 新型コロナの影響により収入が減少した世帯 | 緊急小口資金の貸付(休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付) 20万円以内 | 8月末まで | 三重県社会福祉協議会生活福祉資金センター ☎ 059-226-1118 |
| | 生活福祉資金特例貸付(総合支援資金) | 貸付 | 新型コロナの影響により収入が減少した世帯 | 総合支援資金の貸付(収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯への貸付) 2人以上の世帯:月20万円 単身世帯:月15万円 (貸付期間は原則3か月以内) | 8月末まで | |
| 11 家計急変世帯への修業奨学金の貸与 | 三重県専修学校高等課程修業奨学金(緊急採用) | 貸付 | 家計急変世帯の専修学校高等課程に在学する生徒 | 学習意欲がありながら、経済的な事由により修学が困難である専修学校高等課程(専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。)に在学する生徒に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与する。 | 4/1～ 3/31 | 私学課 ☎ 059-224-2161 |
| 12 家計急変世帯への修学奨学金の貸与 | 三重県高等学校等修学奨学金(緊急採用) | 貸付 | 家計急変世帯の高等学校等に在学する生徒 | 学習意欲がありながら、経済的な事由により修学が困難である高等学校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与。 | 4/1～ 3/31 | 教育財務課 ☎ 059-224-2944 |
| 13 三重県専修学校高等課程修業奨学金の返還猶予 | 三重県専修学校高等課程修業奨学金(返還猶予) | 減免 | 三重県専修学校高等課程修業奨学金の返還者で失業や休業等の事由が発生した方 | 失業や休業等により返還が困難である場合、申込から最大1年間、返還を猶予する。 ※再申込、再々申込により通算して3年間猶予を受けることが可能。 | 4/1～ 3/31 | 私学課 ☎ 059-224-2161 |
| 14 新型コロナウイルス感染症により住まいに困窮されている方への支援 | 県営住宅の一時的な提供 | 減免 | 新型コロナウイルス感染症に起因する離職により、県内において求職中の方 | 県営住宅の一時的な提供 浴槽付きですぐに入居が可能な住宅を、敷金及び連帯保証人不要で、最長1年間提供する。 | 4/1～ 3/31 | 住宅政策課 ☎ 059-224-2703 |
| | 県営住宅の家賃の減免 | | 新型コロナウイルス感染症に起因して令和2年1月1日以降に離職を余儀なくされた入居者 | 県営住宅の家賃の減免 最長1年間、最低家賃への減免を行う。 | 4/1～ 3/31 | 住宅政策課 ☎ 059-224-2703 |

【個人向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

| 概要 | 名称 | 種別 | 対象者 | 支援の内容 | 募集期間 | 担当課 |
|-----------------------|---------------------|----|-----------------------------------|---|---------------|---------------------------|
| 15 三重県高等学校等修学奨学金の返還猶予 | 三重県高等学校等修学奨学金(返還猶予) | 減免 | 三重県高等学校等修学奨学金の返還者で失業や休業等の事由が発生した方 | 失業や休業等により返還が困難である場合、申込から最大1年間、三重県高等学校等修学奨学金の返還を猶予する。 ※再申込、再々申込により通算して3年間猶予を受けることが可能。 | 4/1～ 3/31 | 教育財務課 ☎ 059-224-2944 |
| 16 県立高等学校授業料の減免 | 授業料減免制度 | 減免 | 家計急変世帯の生徒 | 県立高等学校に在学する方のうち経済的な理由により修学が困難な方に対して、授業料の減免を行う。 | 4/1～ 3/31 | 教育財務課 ☎ 059-224-2940 |
| 17 県内観光消費喚起支援 | 県内旅行に対する支援 | 補助 | 県民 | 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したうえで、県民向けに県内観光需要を喚起するため、以下の事業を展開する。 ①宿泊旅行割引 宿泊を伴う1人1泊10,000円以上の旅行商品の購入で1人1泊5,000円割引 宿泊を伴う1人1泊5,000円以上の旅行商品の購入で1人1泊2,500円割引 ②日帰り旅行割引 1人10,000円以上の旅行商品の購入で5,000円割引 1人5,000円以上の旅行商品の購入で2,500円割引 ③地域応援クーポン 宿泊旅行割引利用者に対し、1人1泊につき2,000円分のクーポンを配布 日帰り旅行割引利用者に対し、1人につき2,000円分のクーポンを配布 | 7/8～ 8/31 | 観光魅力創造課 ☎ 059-224-2823 |
| | 県内遊び体験施設の利用助成 | 補助 | 県民 | 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したうえで、県内消費の喚起や旅行者の県内周遊の促進を図るため、県民向けに、体験予約サイト「アンビュー！」に掲載されている県内で実施される遊び体験の割引(入館料・入浴料を除く)が受けられるクーポンを発行する。 (割引額) 平日利用の場合:表示価格から30%割引 土日・祝日利用の場合:表示価格から20%割引 | 7/10～ 8/31 | 観光魅力創造課 ☎ 059-224-2823 |